

現代国家の経済理論

——J・E・ステイグリッツの所論によせて——

永安 幸正

目次

- 一、経済体制と公共性の経済理論
- 二、国家・政府の政治経済的性質をどう見るか
- 三、公共部門の伝統的理論
- 四、市場の失敗と政府の失敗を超えて
- 五、展望——経済のグローバル化と国家機能の変質

一、経済体制と公共性の経済理論

国家を経済学的にどうとらえるか。これはいまもって経済学上の難問である。国家といっても、それは常に変化しつつあるものだけに、余計に複雑な難問なのである。ここにはまず、市場システムをどう評価するかという問題がある。かつてはケインズ的な「自由（市場経済）放任終焉論」が優勢であった。その後、今日の自由主義圏における一見支配的な論調は、国家の極少化を理想とする「市場経済万能論」に近いものといえよう。

八〇年代における、英国のサッチャリズムやアメリカのレーガノミクス、さらに日本の行政改革の哲学は、一

種の古典的自由主義信条の現代的復活であったといえるであろう。もちろん、幾つかの理由からして、そのような哲学的背景から進められた規制緩和論、民営化論が、少なくとも思想としては、九〇年代においてもなお有力であり続けるであろうことはいままでもない。

また福祉国家は、国家と経済の問題に総合的なかわりをもち、市場システムに内在する欠陥を補完するものとして出発したのであるが、現在さまざまな反省を迫られ、新たな課題に挑戦しなければならないところにきている。

日米構造協議や日米金融革命論、さらにGATTのウルグアイ・ラウンドにおける自由化論は、国際的な政策論の領域、国際経済の領域でも、おなじく自由競争市場経済論が基調であることを物語っている。それは、ポーダレス・エコノミー論とかポーダレス・ワールド論なども連動している。また、ソ連東欧のいわゆる社会主義圏の自由化は、経済学的に従来のマルクス主義論の定説を破って、市場システムへの認識を高めるものであるとの見方が強い。

その結果、東西ともに市場経済への信頼が高まり、それに反比例して国家の経済的機能というものについての評価が低下しているといえる。

しかし他方、グローバルな地球環境問題は、計画経済はもちろん、市場経済にとっても容易ならざる課題であり、市場経済が成功するという見通しは必ずしも明らかではない。国内でも、環境問題の解決は市場的方法でうまく行っているというとはできない。

ただし、同時に忘れてならない重大な潮流がある。こうした世界的傾向は国家の相対化を意味し、一つの国家・政府というものの役割が小さくなること、あるいは変質することを表しており、従来の一社会、一国家を前提し

ての議論ではカバーしきれない、新たな段階の問題、新たな世界的公共性の問題を生み出しているということである。この点は、グローバル情報化時代における経済と国家の関連とあわせて、理論的考察を必要とする。

そうした意味で、二一世紀をまぢかにした現在、国家、政府、公共性の問題について改めて考察を加えることが不可欠な課題となっているといえよう。

このような問題意識から、公共経済の理論の考察へと向かう手掛かりとして、いまわれわれはJ・E・スティグリッツの理論に着眼したい。彼は、公共問題について特徴的な見解を表明してきているが、彼の最近の包括的な議論をめぐって国家の経済的機能について考察してみる。今回取り上げるのは、「国家の経済的役割について」(J. E. Stiglitz, "On The Economic Role of the State", in *The Economic Role of the State*, edited by Arnold Heertje, Basil Blackwell, 1989.) である。彼は他にも多くの論文がある。最近の著作にはJ. E. Stiglitz, *Economics of the Public Sector*, the 2nd edition (New York, W. W. Norton, 1988.) がある。

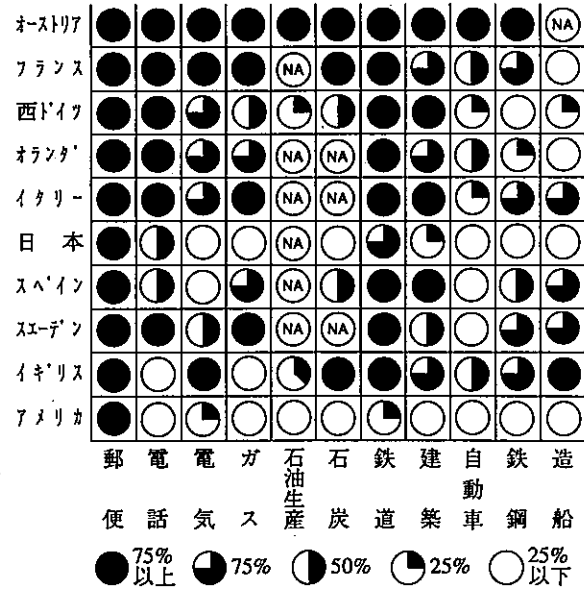
スティグリッツの理論は、国家の経済的機能に関する従来の見解を要約し、次に国家の特徴を述べる。そして、市場の失敗論したがってまた国家への期待に含まれる誤解と一面性を論じ、国家もまた失敗する可能性があることを示し、そこから国家の役割は制限されたものとなることを示し、民営化の基本定理というものを導き出す。さらに、国家には市場の失敗を矯正するうえで著しい特性があることを論じ、国家の政策の満たすべき条件を考察する。以下、順を追って見てみよう。

二、国家・政府の政治経済的性質をどう見るか

まずスティグリッツは、歴史的に見て、政府の役割が一貫して拡大して来たことを明瞭に示している。GNP

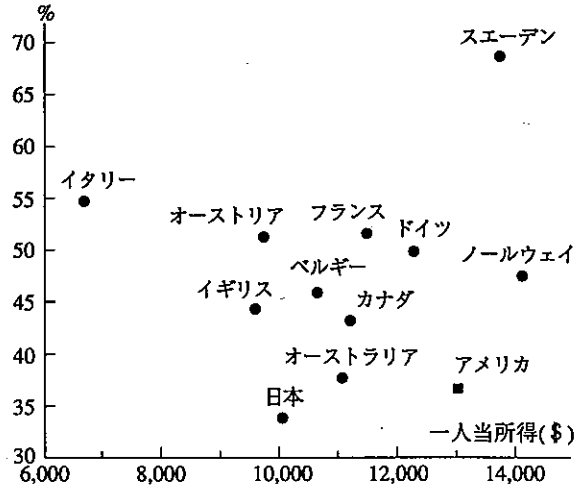
に占める政府部門のウェイトを、アメリカの例でみると、一九一三年には国民生産の一〇%弱、一九三〇年ころには一三%、現代ではさらに三分の一を超えている。

第1図 産業別国有化比率



注) Stiglitz, p.14

第2図 対GNP政府支出比率 (1982年)



注) Stiglitz, p.17

産業別の国有化比率は国により異なるが、通信と運輸での国有化比率の高いことが、共通の傾向である(第一図)。

政府による支出の対GNP比は、スウェーデンのように七〇%近くから、日本のように三〇%台と低い国もある(第二図)。

では、政府というものを経済組織としてみなせば、それはどのような特徴を備えているといえるであろうか。これまで、政府の経済活動を概念化するには幾つかの方法があった。リチャード・マスグレイブは、『財政理論』(R. A. Musgrave, *The Theory of Public Finance*, New York, McGraw-Hill, 1959.)において以下の三つの役割を区分している。

- ① 経済的安定 (完全雇用の維持)
- ② 資源配分
- ③ 所得分配

ステイグリッツは、安定の問題は他の機会に譲り、後者の二つに焦点を当てている。安定の問題はいわばケインズのな問題であり、景気循環をコントロールし、完全雇用を保証しながら経済成長を遂げていくための国家による市場経済への介入を説く理論の領域である。

さて、ステイグリッツによると、国家(state)は多くの社会的組織の中の一つであるが、次の二つの特徴を有すると見る。つまり、

- ① その構成員が包括的 (universal) である (すべての人々を含む) こと。
- ② ほかの経済組織にない強制権力をもつこと。(p.21)

そして、ここから二つの帰結が導かれるという。

その第一は、民主主義的社會においては、選挙民によりリーダーの選出が行われるが、それはまず少数の人たちが選ばれ、その人たちが意志決定の地位につくべき他の人々を選ぶことである。リーダー選出には、私的部門と公的部門とで大きな違いが見られるという (p.25)。選挙民はリーダー選出に際して、かならずしもそれが優良な経済的マネジャーを選ぶとは限らない。選挙民には情報が不足しており、公共的マネジメントは一つの公共財なのだが、選挙民は自分の投票があまり直接の影響を与えないと思うこと、かりに影響を与えると見なしでも、必要な情報を獲得する十分な努力をしないからである。

経済組織としての国家の第二の特質は、「信託責任」(fiduciary responsibilities) というものに見い出されるという (p.26)。政府は国民から費用を強制的に徴収するから、特別な信託責任が生じるのである。

そこから、次のように政府に特別の制約が課されることになるという。

①雇用の制約

政府にとっては、高い給料を支払って特別有能な人を雇うということが難しい。これは一種の情報問題である。つまり、その人に給料を支払うとき、その人がどれだけに値するか、あるいはどれだけのお金費用があるか(その人が他に行くことでどれだけ損失が出るか)、ということを確認しなくてはならないが、それはよく分からない。

②平等の制約

政府のあらゆる活動は「平等であると見なされる」(seem equitable) ような方法で行われねばならない。政府の支出は国民全部に影響するから、平等な方法で行われねばならない。

たとえば、二人の人がいて、同じ生涯所得があるとしよう。一方はそこからより多く貯蓄し、より多くの利子所得があるとしよう。平等の原則からすれば、あらゆる所得には平等な比率で課税されるべきであるから、より多く節約しより多く貯蓄した人が、より多くの税金を支払わねばならないことになるであろう (pp. 28-29)。こうした制約は、効率的でない結果を生み出すであろう、とステイグリッツはいう。

思うに、これと似たような問題は、福祉国家政策には数多く現れているようだ。たとえば、ある人は自分の老後のためにせっせと貯蓄するという道を選択したいが、国家の福祉政策のための高率の所得課税のせいで貯蓄ができないことになる、といった場合である。ここには、個人責任に立つ自由主義と、社会連帯主義とのギャップが頭を出してくるといえよう。

あるいは、もう一つの問題をあげると、日本のように相続税が高くて、東京などに見られるように世代替わりのときに宅地のミニ開発が進み、都市住宅地域から緑が消えて行き、結果として環境の劣化が進むことなどである。緑地は何も公園による方式ばかりがいいとは限らず、宅地の緑もまた、補助金を与えても保護すべきではないかという見方も提出されている。

これは、善意に基づく個人の間の平等化政策が、マイナスの外部性を発生させる場合であろう。しかし、公園はいいが、宅地の緑地の格差は資産の不平等だ、というような判断——ねたみ——がここには作用しているともいえる。そうであれば、おそらく提案される政策は、公園緑地に落ち着くだろう。

公共部門というものは、理論家の客観的な分析は分析として成立するが、実際には社会の多くの構成員のいたくエゴイズムとルサンチマン——ねたみ——との折れ合うところから、その在り方が決まってくるという一面のあることを忘れてはならないだろう。経済体制とは、そうした非善意の力学の作用する部分も吸収できるような

弾力性の幅が広いものでなくてはなるまい。

社会は、悪意の人ばかりでもなく、善意の人ばかりでもない。双方の人々から成り立つものとせねばならないであろう。今日までに社会主義がうまく行かないことが判明したのは、いろいろな理由があるが、一つには、そしておそらく大きな理由として、革命後の無階級社会、つまり善意の人々のみからなる社会というものを前提しすぎたことにあるのではないだろうか。

三、公共部門の伝統的理論

次に、ステイグリッツは、公共部門の経済的機能に関するこれまでの議論に幾つかの誤解 (fallacy) があったという。それを彼は公共部門と私的部門にかんする以下の四つの誤解としてまとめている。

① 国有企業は公共的利益のために行動するものだという誤解

② 政府というものは、すべての部門で、また常に、不効率だという誤解

③ 統制と計画にかんする誤解

これは、彼の次のような見方に現れている。

「市場が失敗するのは、だれも結果に責任を負わないからである。資源配分に関する意志決定は、おびただしい数の企業によって行われ、それが重複と不効率を引き起こす。計画なしに、いかにして資源は有効に配分されようか。」(p.34)

では、国有企業は期待に沿うように行動するのであるか。それが、まさに現代の問題であるわけである。

④ コース (Coase) の誤解

ステイグリッツによると、一方には、市場がうまく行かないとき、政府によるコントロールは経済効率を高めることができるという見解があるが、その理由づけのいくつかは誤っているというわけである。しかし他方、逆の誤解もあるという。

ステイグリッツは、これをコース (R. H. Coase) にちなんで「コースの誤解」(Coase fallacy) と名付ける。コース自身に責任が帰せられるわけではないが、それは「人々が自発的に、政府の介入なしに、共同して不効率を解消することができる」という思い込みであるという (p.36)。いわく、

「一般的に、政府は市場ができること以上のことは何もできないというのは、単純な誤りである。それは、最近グリーンヴァルドとステイグリッツが相当程度の一般性をもつ定理において確立したとおりである (1986)。それは「非分権化可能性にかんする基本定理」(the Fundamental Non-decentralizability Theorem) と呼ばれる。——その理由は、一般的に効率的な市場的配分は政府の介入なしには達成できない、ということを示すものだからである。」(p.37)

このステイグリッツ定理は、重要であろう。従来、市場か計画かという議論では、市場ができることは何か、その条件は何か、ということを考察した。そして、われわれには市場にできないことを判然と識別できるといふ思い込みがあり、それで市場の手におえないことを国家・政府が行うというふうに推論した。しかし、市場がうまく機能するためには、すでにある種の政府介入が不可欠なのである。たとえば所有権の確立とか、度量衡の整備、契約違反者についての処罰など多くの条件整備が必要である。

こうした点はすでに早く、ワルター・オイケンなどが考察していたところである (『経済政策原理』参照)。そこで次に、それでは国家経済活動の得失 (p.37ff) についてはどのように考えられるだろうか。

この問いに答える出発点としては、「市場の失敗」(market failures)にかんする議論がある。それは、「自発的な組織はいかなる場合に効率的に機能しないか」という問題に取り組むものである。厚生経済学の基本定理は、市場経済がいかなる条件で「パレート最適」(Pareto optimum)となるように機能するかを説明する。最適に機能しないときには、「潜在的に」(potentially)政府の活動の領域が与えられるといえる。それは、次の場合であるとされている。

- ①公共財 (public goods)
- ②外部性 (externality)
- ③独占とくに自然独占 (monopoly)

しかし、とスティグリッツは主張する。政府の活動を正当化するには、ある尺度から見て市場が失敗する、というのみでは不十分である。さらに、実際に政府というものがどのように行動するかを知らねばならない。

一般に、経済の安定政策を別におけば、市場による所得分配が好ましくないか、あるいは「メリット・グッツ(バズ)」(プラス、マイナスの福祉財)が適切に供給されない場合に、厚生経済学の第二定理が出てくることになる。すなわち、

「市場による所得分配が社会的に望ましくない場合、政府が行うべきことはせいぜい初期の条件を再分配することである。あとは市場がうまく機能する。」(p.39)

ゆえに、市場の失敗があるという事実は、直ちに国家による生産を正当化しないわけである。そのさいに、政府には少なくとも五つの対応があり、つうという (p.40)。

- ①市場の失敗を無視すること。

- ②競争的な政府企業を設立すること。

- ③政府企業に独占的地位を与えること。

- ④競争を有効ならしめる規制とか課税を導入すること。

- ⑤私的独占を規制すること。

ここでスティグリッツは、「サピントン・スティグリッツ定理」つまり「民営化基本定理」(Fundamental Privatization Theorem)というものについて述べている。それは、政府による生産の主要目的が、民間の私的生産によっても達成されるための条件を示すものであり、以下のような柱からなるものである。

(一) 経済的効率性 生産において比較優位にあるものがそれを担当すること、および適切な生産技術と生産努力が供給されること。

(二) 平等性 分配の平等を満たすこと。

(三) レントの徴収 (rent extraction) 地代は生産者からできるだけ多く徴収する。(p.41)

この定理によれば、これらの諸条件が満たされると、あえて政府による生産の必要はなく、民間部門でよいというのである。

以上は注目すべき定理である。しかし、スティグリッツの以上の議論には、経済の安定化政策にかんする議論が欠けている。容易に分かるように、安定性(完全雇用の達成の安定性)と効率性と平等性はいつもコンシステントに整合するとは限らない。効率と平等の条件を満たしても、そこに安定性の条件が入ってくるとディレンマが生じることがある。たとえば、企業も社会全体も、雇用を実現するために能力の低い過剰な人員をかかえるため、少数精鋭路線を採用できず、一時効率性を犠牲にしたりすることが起こる。

加うるに、ポリシー・ミックスという観点からすれば、異なる基準をいかに組み合わせるかは、理論家の推論の課題であるにとどまらず、社会の人々による社会的意思決定つまり政治の問題になる。政策の絡む問題領域では、理論といえども政治経済学的にならざるをえない。ある種の価値判断にかんする理論が、経済理論体系に組み込まれなければならないわけである。

四、市場の失敗と政府の失敗を超えて

とはいえ、ステイグリッツによれば、市場の失敗を矯正するうえでは、政府に著しい利点として四つのものが指摘できるといふ(Pp.274)。つまり政府が以下の四つの力をもつということである。これは興味深い議論である。

①課税の力

保険会社は煙草の有害性には気づいていても、喫煙を監視し止めさせるわけにはいかない。国家も喫煙を監視することはできないが、国家は煙草の生産に課税し、喫煙を抑制することができるという。あるいは、スエーデンなどの酒類価格の引き上げ、あるいはイスラム国家での禁酒などは国家の権力なしには実行できない。

②禁止の力

次に、一般の企業は、他の企業がある分野に参入することを禁じることができないが、国家はそれを禁止することができるという。たとえば、運輸交通とか電気通信企業、金融機関店舗の地域割規制、金融機関の分野別規制などがそれである。

③処罰の力

国家は、契約違反者にたいして、私的な契約によるよりもより厳格に、処罰、保証を課すことができる。公害規制にたいする違反への処罰などもこれに含まれるであろう。

④交渉費用

国家は、すべての国民を包み込んでいるから、「組織化の費用」が少なくすむ。つまり、市場の失敗を取り扱うための新たな組織作りをしてもうまく行くか分からないが、国家はすでに存在する組織であり、わざわざ新たな組織を作るコストがかからない。また国家は「ただ乗り」を避けることができる。

さらに、ステイグリッツによれば、市場には「不完全情報の市場」という問題がある。つまり、市場にはそれを運営するコストがかかる。民間保険には多額のコストがかかる。それが国家の行う社会保障システムでははるかに少ないという。コストのうちかなりの部分は、異なる個人的ニーズに対応するための費用である。情報費用のかなりの部分は、市場自身が生みだすもので、生産物の差別化のための費用などがそれである。

しかし、市場と同様に、公共部門もまた失敗することを十分考慮してかからねばならない。この点ステイグリッツは「公共部門の失敗」(Public failures)について、以下のように周到な議論を展開している(P.45)。

まず、二つの主要な失敗因が挙げられる。

①信託関係からくるもの。

②公平性からの制約。

これらはすでに見て来た。

さらに、以下のものがある。

③不完全情報と不完全市場の問題。これは公共部門にとっても一般的な問題である。

④ 政府の強制力には潜在的な再配分がつきものであり、それは不平等を引き起こすだけでなく、「レント・シーキング」(不勞利得への所得介入)の問題を引き起こす。

⑤ 現時点の政府が次の政府を拘束するような政策をとるよう要求できないことは、大きな経済的コストとなりうる。公的部門への所有権移転の制約、および民主的手続きに起因する限界がそれである。

⑥ 公共部門への所有権移転にかんするその他の制約のため、効果的なインセンティブの体系をデザインするうえで限界がある。

⑦ 公共部門内部での競争の欠如。

ステイグリッツは、中でも次のような点を詳しく論じている。その要旨を簡単に見てみよう。

(1) 再分配問題

政府が豊かなもの、特定の利益グループに再分配を行うことがまれではない。輸入制限から繊維業者は高い価格で販売できるし、クライスラーは債務保証を通じて補助金を受けたことになる。最近では、特別の利益グループが政府に特別待遇をさせるといふ形でのレント・シーキングが注目されている (p.47)。

これは、かつてケネス・ボールドウィンなどが贈与と経済の病理において、「隠れた贈与」とか「依存性の落とし穴」として触れていたところである。

(2) メリット・グッツ問題

いくつかのメリット・グッツ (福祉財) の問題は、政府の再分配政策、あるいは社会保険から生じる。政府が貧困防止のために老齢保険を実施するさい、まだ働いている人々にたいして、各人が用心深い行動をするように、

つまり退職のときのために貯蓄をするようにと、政府が要請することは合理的ではない。

また、他の人が煙草を吸うとき、その煙を実際に自分が吸うという場合には、それは「物理的外部性」であり、政府が介入することに意味があるが、他人が煙草を吸うということを知ることから生じる不効用は「精神的外部性」であり、それは政府の介入になじまないものだろう (p.48)。

ステイグリッツはこのように二つの外部性を区別するが、しかし精神的外部性にも政府の介入が容認されるべきものもあるのではないか。邪悪なあるいは虚偽の広告とか、いかがわしい書物などは、マイナスの外部効果を生じさせる。それは物理的ではなく精神的、情報的な効果を意味するが、それにも政府介入の可能性が認められるであろう。

(3) 契約履行の問題

契約の履行は市場経済にとり不可欠であるが、民主主義では政府が交替し、契約の継続履行が保証されない。新たな法案がひとたび通過すれば、それによりなされたいくつかの契約は継続する。イギリスの保守党が行った国有企業の民営化では、株式を市価より低い値段でばらまいたので、再国有化の可能性をおさえることになった、とステイグリッツは述べている。

(4) 所有権とインセンティブ

ステイグリッツによれば、所有権は良質のインセンティブを引き出すものだという。家屋の借用地主は、借りた家屋のメンテナンスにたいする十分のインセンティブをもたないし、借地農は借りた土地を荒らさないという十分な動機をもたないものである。ただし、公共企業の経営者が所有権をもたないというのは正しくない。彼らは多くの意志決定を行い、その意味では所有権を有する、ともいう。

筆者は、かつてイギリスで、環境を保護するには私的所有権を利用すればよいという見解に接したが、所有者がどのように自己の所有物を利用するかに関する文化的特性をぬきにして、どのような制度がよいか、アプリアには何もいえないであろう。イギリスの農村地帯を旅して、人家のない広々とした牧草地や野草地（ヒース）を目の当たりにすると、虫食いのように荒らされつつある日本の農村地帯と比べて、風土と文化の差を考えさせられる。こうしたことが、経済理論の構築にも暗に影響しているのではないだろうか。

(5) 競争の欠如

政府が企業活動を行おうとするとき、それが独占的になる傾向が強い。多くの国において、郵政とか通信は独占的な公営である。しかし少なくともある種の電話通信では競争が有効であることが明らかとなってきた。

ステイグリッツによれば、競争が必要な理由には幾つかある。まず、競争は優劣の比較の基準を与える。比較はインセンティブに対する当然の基礎を与える。官僚機構は顧客を待たせ、相手の時間を尊重しない。公共財の供給を分権化して地方のコミュニティに供給させるというのは、ティボーなどが強調するところであるという。

ステイグリッツは、現在の政府活動のうちもつと効率的に行えるものがあるということについては、疑問だとしている。

最後にステイグリッツは、以上の考察の結論として、次のように政府の経済政策への提言を述べている。

① 独占の問題 政府は独占力を使用するとき、あるいは独占を付与するとき、十分注意深くなければならない。自然独占は多くの場合に生じるが、そのときは政府の規制は望ましいであろう。

② 競争 可能なかぎり政府は公共部門内部の競争を促進しなければならない。

③ 分権化 政府の経済機能は分権化すべし。

④ 再分配 特殊利益グループのためにならないようにする。それは不効率であり、また不平等でもある。

⑤ 政府における公開性 これには、公共部門における良質の情報を獲得することの困難さ、優れたパブリック・マネジャーを得ることの難しさ、優れた企画を立てることの困難さ、それが立派に実行されることを監視することの困難さがかかわる。この点では、情報公開が重要な意味をもつであろう。

情報問題が最もはつきりと現れるのは、融資プログラムのさいである。民間部門への融資は、それが返済不能（デフォルト）になった場合には、隠れた補助金、隠れたコストとなる。隠れたコストを伴うもう一つの事例は、政府が公務員の健康保険を民間企業に委託する場合である。

平等性の外観が重要であることははじめに述べた。プログラムは合理的であると「見られるように」提示されねばならない。アメリカでは「政府の真実公開」(truth in government)という点で進歩が見られたことを、ステイグリッツは強調している (p.63)。

五、展望——経済のグローバル化と国家機能の変質

最後に、われわれは、従来のような国家にかんする経済的論議ではカヴァーしきれない、新たな問題が現れつつあることを指摘しておこう。それは、はじめにも触れておいたような、国民国家の相対化、ボーダーレス化、経済のグローバル化に伴う新たな公共性の出現であり、国家の役割の変質である。

それには、国家とトランスナショナル化(脱国家化)との対抗、および民間(市場)と公共との対抗、という二つのベクトルがからんでいる。そこから、以下のようにいくつかの傾向を指摘することができよう。

(1) 公共性のトランスナショナル化 (transnationalization)

今日、経済の性質は、一つの国民国家内に限定して調整できるような段階から脱して、多国籍企業の飛躍的な発展、情報革命に伴う金融取引のグローバル化により、民間の経済が公的な国家の枠を超えて広がり、個々の国家のコントロールの及ばない領域を広げつつある。各国の中央銀行が既存の政策手段では十分に規制できないような資金の流れが増大している。そこから、各国間の政策協調が不可欠となりつつある。

こうした潮流は、公共性が国家を越えて拡大するものといえよう。これには、まずGATT、IMF、世界銀行などの国際的(国家間、international)機関がある。またECのような政治統合までも展望した地域的機関が出現しつつある。さらにこの潮流の極致として、国連の延長として構想されるような世界政府的な機関も考えられよう。

国際公共財の議論は、このような国際機関の形成や役割とともに把握されるべきであろう。

(2) 公共性の脱国家化、民営化 (privatization)

しかし、多国籍企業などの発展は、従来の国家の公共的役割が縮小し、国際的な局面で民間へと移行することを意味する。国内では中央政府から地方政府への分権化、さらに第三セクターなどから、地域社会のボランティア組織によるもの、本来の民営化(privatization)といわれるものまである。民営化には国際的局面と国内的局面とがあるわけである。

今日では、こうした複合的な体制変動を視野に収めつつ、公共性の構造と機能を総合的に把握することが必要になって来ている。それは単なる国家と経済という問題設定では包摂できない広がりをもつ。それは世界人類共同体と経済ともいうべき課題である。しかし、一方では、やはり依然として伝統的な国家と経済という問題設定の課題でもあり、それを深化させるべきものでもある。

ステイグリッツの以上の議論は、一つの国家に視野を限るものであり、右のような国際的展望を欠くものである。とはいえ、理論的にはグローバルな地平にまで拡大できる視点をそなえているといえる。ただし、体制とかかわる公共性の議論には、意志決定の問題が重要な意味を帯びてくるので、国際的、あるいはグローバルな意志決定システムの考察を加えねばならないと思われる。われわれは、グローバル・ポリティカル・エコノミーの領域へと進むことになるのである。

(一九九一・三・五)